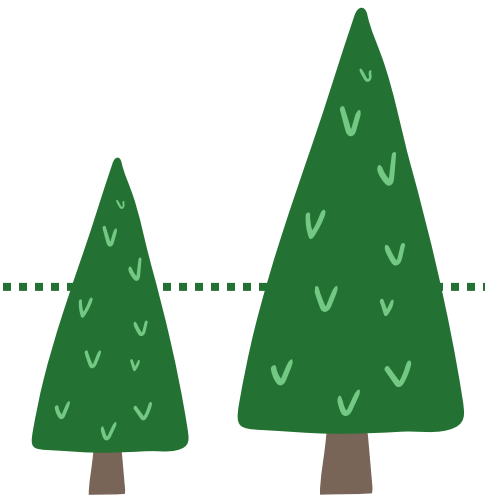


大空町まちの芽プロジェクト補助金 募集要項

まちづくり推進室地域戦略グループ



目次



1. 制度の目的・内容について

2. 応募できる方・団体

3. 補助対象事業について

4. 補助対象経費について

5. 応募方法について

6～8. 審査委員会について

9. 全体スケジュール

10. 事業実施に当たっての留意点

11. 実績報告について

12. お問い合わせ先

13. Q&A



町民のアイデアで町を元気に！

まちの芽プロジェクト補助金は、町で活動する団体や個人が地域課題の解決や活性化を目的として取り組む新しい事業に対する助成を実施します。まちづくりにつながる小さな一歩を応援し、町民自身の手で大空町を元気でよりよい町にしていくきっかけづくりを目指します。

補助事業		補助率	補助限度額（1事業あたり）
スタートアップ型	補助対象者が自主的に取り組む新たな事業（団体であれば申請年度の4月1日時点で、団体設立後3年以内）	10／10	20万円（1回限り）
ステップアップ型	補助対象者がこれまでの活動を更に発展させ、持続的に取り組む事業（補助対象期間は、最大連続する2年間とする）	【1年目】 1／2以内	20万円
		【2年目】 1／2以内	15万円

スタートアップからステップアップの2年間(最大で3年間)まちづくり活動を応援！

＊これまで旧元気づくり活動補助金を活用した事業や同様の趣旨のものはスタートアップの対象外



補助対象者は次のとおりです。

- ・ 大空町内に住所を有する方又は団体
- ・ 大空町内で働く方
- ・ 大空町内で学ぶ方
- ・ 大空町内で事業活動その他の活動を営む方又は団体

ただし、次の方は除きます。

町から運営費等に係る継続的な補助金、委託料の交付を受けている団体及びこれに準ずる団体

(例：自治会や指定管理受託事業者など)

補助金の交付対象事業は、次のいずれにも該当する必要があります。

補助対象

- 地域課題の解決や地域活性化に資するものであること
- 補助対象者が主体的に取り組む活動であること
- 町内で実施するもので、広く町民を対象とするものであること
- 補助金を受けた日の年度内に終了する事業であること
- 営利を目的とするものでないこと
- 政治又は宗教に関するものでないこと
- 大空町から他の補助金の交付を受けている又は受ける予定のある事業でないこと



事業に直接必要な経費のみ対象となります

ただし、次の経費は補助対象外となります。

- 飲食に要する経費
- 事務所経費等運営を維持するための経費
- 申請者の構成員に対する人件費又は報償費
- 備品購入に要する経費
- その他適当でないと認めたもの

その他事業適当と認められない経費の例：交際費、慶弔費、懇親会費、商品券などの金券等
備品について：事業終了後も活用できる事務機器や資産となりうるものは備品とみなします。
ただし、事業に必要なものを賃借することは認めます。



別に定める
「チェックリスト」
の提出も必要です

必要書類を応募期間内に提出してください

応募書類

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------|
| (1) まちの芽プロジェクト補助金採択申請書
(様式第1号) | (5) 団体概要・団体名簿 (様式第5号) |
| (2) 事業計画書 (様式第2号) | (6) 団体の定款、規約、会則等の写し |
| (3) 事業予算書 (様式第3号) | (7) 前年度の活動実績がある場合はその決算書 |
| (4) 年間活動計画書 (様式第4号) | (8) その他、町長が必要と認める書類 |

応募期間

令和8年6月26日(金)から令和8年7月10日(金)まで

提出方法

役場まちづくり推進室地域戦略グループまで提出(原則来庁)

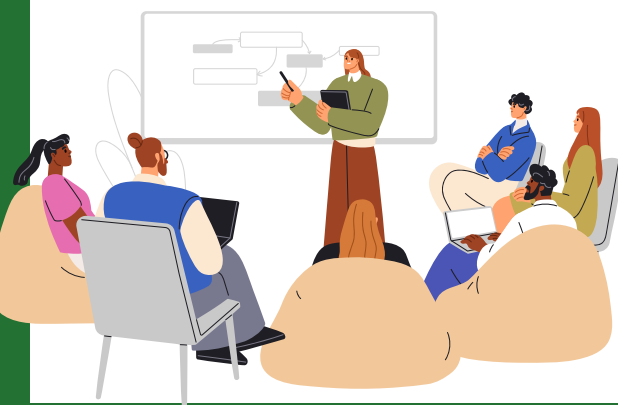
直接来庁が難しい場合はメールでの提出を認めます。(senryaku-g@town.ozora.lg.jp)

(提出いただいた書類は返却できませんので、必要な場合はコピーをお願いします)

審査委員会は、補助採択の可否を決定するため必要な審査を行います

審査委員会は、役場職員や識見を有する方、関係団体から推薦を受けた方、その他町長が必要と認める方の6名で構成します。審査基準は、下記のとおりです。

審査の視点	ポイント
公益性があるかどうか	・ 事業の成果が広く町民の利益や地域課題の解決につながるか ・ 町のお金を活用して事業を実施することについて町民の理解や共感を得られるか
実現性があるかどうか	・ 計画の内容、実施体制、収支計画が十分に検討されているか ・ 事業の目的や内容がわかりやすく、具体的で、実現可能な内容か
発展性があるかどうか	・ 他の町民や団体などへの波及、また、地域への定着が期待できるか ・ 補助終了後も活動を継続するための体制や仕組みが検討されているか
協働性があるかどうか	・ 地域住民や多様な主体との連携により、新たなつながりや地域活動の広がりが期待できるか
必要性があるかどうか	・ 地域課題や地域ニーズを踏まえた内容か ・ 地域資源の活用や地域の課題解決、地域活性化につながる内容か



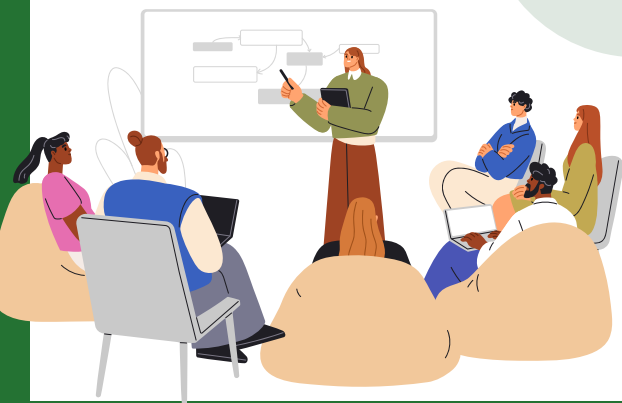
申請者は「まちの芽プロジェクト応援補助金審査委員会」に出席が必要です

委員会の審査の際、事業の内容について説明していただきます。（説明できる方どなたか必ず出席してください）

プレゼンテーションのポイント

- ① 今回の提案に至った経緯について…今どんな課題があるのか・なぜ取り組むのか
- ② 提案内容の説明…課題を解消するためにどんな事業を実施するのか、具体的な実施内容を説明（誰と〈連携先など〉・何を・どのように）
- ③ 事業実施により得られる成果…実施した結果どんな状態になるか。どうなることが期待できるか
- ④ 今後について…この事業を実施した後の展開（考え）について

プレゼンテーションの時間は10分・質疑の時間5分で行います
時間内に必要な説明ができるようご準備をお願いします



開催日時：令和8年7月24日（金）

時間は、申請者のとりまとめ後に決定し個別にお知らせします。

なるべく早くご連絡するため、Emailアドレスにお知らせすることを基本とします。

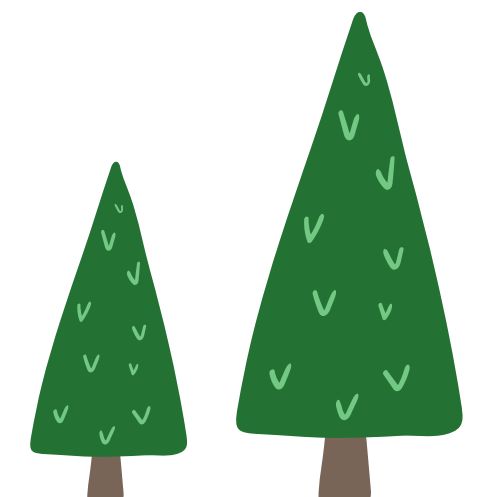
開催場所：大空町役場 2階 2号会議室

（大空町女満別西3条4丁目1番1号）

当日は、説明できるかたの出席が必要です。

出席できない場合は、審査ができないため、採択の対象外となります。

また、やむを得ず会場に来られない場合は、オンラインでの出席を認めますので、その旨を事務局にご連絡ください。



準備期

実行期

改善期

6月26日

7月10日

7月24日

7月下旬

年度内

事業終了後

**説明会への
参加**

- ・ 申請内容の確認
- ・ 申請方法の確認
- ・ 申請準備

**申請書
提出締め切り**

チェックリスト
により確認
提出書類は必要に
応じコピー

**審査委員会
出席**

プレゼンテーション
のポイントを参考に
提案内容を説明

**採択結果
通知**

採択となった場合は
補助申請を行う
(1回に限り概算払い
が可能)

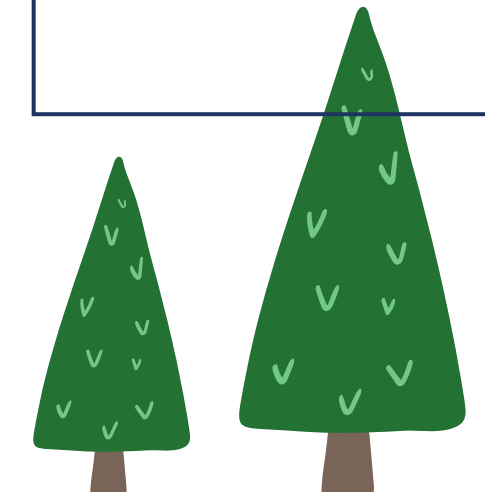
事業実施

領収書や記録（写
真）など実績報告に
向けた準備も進める

**実績報告
提出**

事業実施後速やかに
(3月末に終了した場
合は4月10日まで)

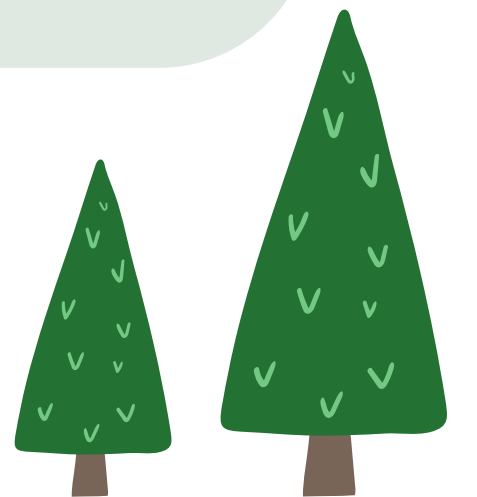
事業実施から実績報告まで、年度内で行っていただく必要があります。
(3月末に事業終了する場合は、4月10日までに必ず実績報告をしてください)



事業実施にあたり、次の点に留意してください

- 「まちの芽プロジェクト補助金」を活用した事業であることのPRをお願いします
→チラシやポスター、SNS等で補助事業であることを周知してください
- やむを得ない理由により補助事業の内容を変更または中止しようとするときは、
「大空町まちの芽プロジェクト計画変更・中止承認申請書（様式第9号）」を提出し、
承認を受ける必要があります（内容と程度による）
- 事業実施内容についての記録を残してください（写真、チラシ、参加者数など）
- 領収書や受領書等、決算の際に添付する証書類をそろえてください

虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合や、補助金を使用しなかった場合、事業変更・中止により実施が見込めない場合など、交付決定取り消しや補助金返還を求めることがあります。



必要書類を速やかに提出してください

提出書類

- (1) まちの芽プロジェクト補助金実績報告書
(様式第11号)
- (2) 事業決算書 (様式第12号)
- (3) 補助事業に係る経費の領収書の写し
- (4) 補助事業の内容を記録した報告書、
写真、広報物等
- (5) その他町長が必要と認める書類

報告書様式について

補助事業の実施成果として
町HPや次年度募集時のPRの
ため活用するため、報告書
の提出もお願いします。

01

実施事業の内容

○活動の様子(写真)

○事業の目的

●●●●

○事業内容(何を行ったか)

●●●●



02

事業実施の成果

○活動の様子(写真)

○どんな結果だったか

●●●●

○どんな成果があったか

●●●●



QA

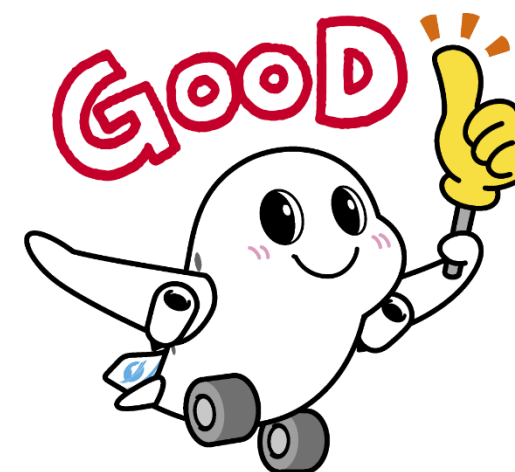
事前に頂いた質問等にお答えします

質問	回答
旧「元気づくり応援事業補助金」との違いは何ですか。	「元気づくり応援事業補助金」は、6つの事業区分ごとに補助率や上限額が異なっていました。それぞれ目的が異なることから一律に審査することが難しく、今回、目的を地域課題の解消や地域活性化に資する取組に一本化し、補助区分や上限額の見直しを行いました。
収入（参加費や寄付金など）があった場合、対象になりますか。	参加費や寄付金などがあっても、事業実施に必要な財源として認められる場合は対象とします。ただし、大幅な収益を見込むなど営利を目的とする事業は認めていません。
菓子製造業、パン販売を検討していますが採択されますか。	商品の販売や店舗経営など、収益を目的とする事業は対象外となります。ただし、地域課題の解決や地域交流を目的として公益的な活動をする場合、申請内容や事業対象経費などを、審査委員会で総合的に審査し、それを判断します。
・飼っている羊を活用した餌やりイベントも助成対象となりますか。 ・有名講師を招いて講演会を予定しています。	地域課題の解決や地域活性化を目的とした公益的な活動であり、補助対象事業として認める内容であれば対象となります。一部でなく広く町民にとっての利益につながる内容か十分にご検討願います。また、その趣旨について、申請書や審査委員会でご説明をいただき、それを踏まえて審査を行います。
民泊用の布団購入費は対象となりますか。	事業終了後も長期にわたり使用できることから、布団は備品に該当し、対象外経費となります。また、民泊事業自体が営利目的と判断される場合は、補助対象事業に該当しません。
今年度も引き続き、ふるさと祭りを実行委員会で計画しています。	団体等が応募する場合は、設立後3年を超えている場合、補助事業区分が「ステップアップ」型の対象となります。また、既存の事業を更に発展させて取り組む内容が対象となります。

質問	回答
どんな事業が対象になりますか。	まちの芽プロジェクト補助金は、大空町で活動する個人や団体が、地域課題の解決や地域活性化を目的として自主的に取り組む公益性のある活動に対し、経費の一部を補助するものです。（要綱第2条） 補助対象となる事業については、要綱第4条に規定するすべての内容に該当することが必要です。（資料3P） 町として具体的な事業を例示しませんが、趣旨をくみ取っていただき、ぜひ様々なアイデアをご提案いただきたいと思います。
ステップアップ型は同じ団体や個人が何度も受けられますか。	スタートアップ型は一度限りですが、ステップアップ型は1事業について最大2年間対象事業とすることができます。また、新たな事業に取り組む場合は、補助採択を受けられる可能性はあります。ただし、審査の段階で、過去に助成を受けていない団体や個人を優先的に採択することがあります。 また、1年目にステップアップ型の採択決定になった場合も、毎年採択申請を提出し、決定を受ける必要があります。
募集開始前に終了した事業は対象になりますか。	補助対象となる事業は、補助金交付要綱の告示日以後に着手し、かつ、補助金の交付申請を提出した後に実施した事業となります。ただし、審査により採択されない可能性はありますので、その点ご注意ください。また、それ以前に実施した事業は対象外となります。
同じ年度に複数申請することはできますか。	同じ申請者について同一年度に複数の補助事業を交付対象とすることはできません。

質問	回答
補助金は満額採択になりますか。	審査により採点結果の高い順に優先採択候補者とします。予算の範囲内で上位から採択決定を行い、満額で採択を行います。ただし、最低基準点を満たさない場合は不採択となります。 採択は予算の範囲内で行うため、予算額を超えた場合は不採択となることがありますのであらかじめご了承ください。
採択された場合、事業に要する費用は必ず交付されますか。	事業に要した経費が、事業に直接必要な経費であり、補助対象外経費でないことが必要です。申出により概算払いを認めますが、実績報告の際、補助対象外経費が認められた場合や、その他補助要綱の規定に違反した場合は補助金の額を減額し、戻入を命ずることがあります。
事業内容が変わり、予定より事業費が増えた場合は町が負担してくれますか。	採択決定額を上回って町が負担することはしません。また、事業内容や事業費に変更がある場合は、補助金計画変更承認申請書（様式第9号）を提出し、承認を受ける必要があります。事業費が下がった場合、補助金の額は減額となります。

限りある財源を有効に活用し、皆さんのアイデアや実行により大空町がよりよくなっていくきっかけになることを目指しています。
ご理解・ご協力をよろしくお願いします。



お問い合わせ先

まちづくり推進室地域戦略グループ

電話 0152-77-8093

Email senryaku-g@town.ozora.lg.jp

担当 阿部・富田

新そらナビの登録は
こちらから！

